

各 小規模多機能型居宅介護事業所管理者
各 複合型サービス事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の登録者が入院した場合の取扱いについて（通知）

標題の件につきましては、平成 23 年 6 月 20 日開催の「小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」における議論を踏まえて、取扱いの参考としていただけるよう本市の考えを通知させていただきました。

各事業所におかれましては、それを参考としてご対応いただいていることと存じますが、今日に至るまで本件について多数の事業所よりご質問をいただきました。

つきましては、下記のとおり本市の考えを再度取りまとめましたので、今後につきましては当通知に準じて取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 各事業所からいただいた質問内容

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの登録者が入院した場合の取扱いに関して

① 入院日に退院予定日が確定しない場合の取扱い

入院日当日における退院予定日が翌月末日を超える場合を契約解除としているが、検査入院等検査結果が出ないと退院予定日が確定しない場合はどう取り扱えばよいのか。

② 退院予定日が変更された場合の取扱い

退院予定日の変更が起こるたび、変更後の退院予定日が変更があった日の翌月末日を超えなければ永久に契約を解除できないのか。

2 変更内容

上記質問内容を考慮し、以下のとおり取扱いを変更する

① 入院日に退院予定日が確定しない場合の取扱い

入院日当日に退院予定日が確定しない場合には、入院日の翌月末日までに退院予定日が確定するかどうかで契約解除するかどうかを判断するという新たな基準を設ける。

② 退院予定日が変更された場合の取扱い

変更後の退院予定日が変更があった日の翌月末日を超えなくても、当該退院予定日が入院日から計算して 90 日を超える場合には契約解除とするという新たな基準を設ける。

3 変更後の取扱い

別添「小規模多機能・複合型サービス契約者が入院した場合の契約解除判断のめやす」のとおり

4 その他

上記取扱いに基づいて、入院中の利用者について契約を解除しない場合であっても、給付適正化の観点から月を通じて入院している利用者の介護報酬算定は見合わせていただきますようお願いいたします。

5 変更日

平成 26 年 4 月 1 日以後に入院する利用者から、当通知に準じて取扱うこととする。

指導係 電話 052-972-3087
052-972-2594
居宅指定係 052-972-3487